文

- 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする 事実及び理由

が、 被告が、原告に対し、平成16年8月31日付けでした法人文書部分開示決定処分のうち、別紙取消請求一覧表記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。

事案の概要

本件は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法人情報公開法」という。)4条1項に基づき、被告に対し、学校法人桃山学院(以下「桃山学院」という。)に係る平成15年度分私立大学等経常費補助金(以下「私学助成」という。)に関する法人文書の開示請求をした原告が、被告からその一部を非開示とする部分開示決定処分を受けたため、上記決定の一部の取消しを求める事案である。 1 前提事実(争いのない事実及び証拠(書証番号は、特記しない限り枝番を含む。)により容易に認められる事実)

実)

示とするとの理由で部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)をし、同決定通知書は、同年9月3日、原告に到達した(甲2、3)。 (3)原告は、平成16年9月28日、本訴を提起し、本件処分のうち別紙取消請求一覧表(以下「別紙一覧表」という。)記載の各部分(以下「本件取消請求部分」という。)を不開示とした部分の取消しを求めている。 (4)なお、本件取消請求部分に記載されている学生現員、入学者数及び定員充足率等の情報に関し、過去に被告が行った不開示決定に対し異議申立てがされ、被告が情報公開審査会に諮問した結果、平成15年8月1日付け「私立大学・私立短期大学入学志願動向の個別データの不開示決定に関する件」(乙1)及び平成16年3月19日付け「特定私立大学に係る私立大学経常費補助金に関する文書の一部開示決定に関する件」(乙2)により、被告の不開示決定が妥当である答申(以下「本件各答申」という。)がされている。

本件の争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおりである。)法人情報公開法5条2号イ(利益侵害情報)該当性

(1)

(被告)

(被告)
ア 別紙一覧表番号 1 から3 の平成 1 5 年度学生定員・現員調査票 (大学), (大学院)及び (編入学)並びに同番号 5 平成 1 5 年度学生に係る補助金配分額計算表 (甲3の9, 3の10, 3の22, 3の27)の学生現員,入学者数,定員充足率及び現員 (「編現員」も含む) (以下「本件学生現員等情報」という。)について本件学生現員等情報は、学校法人の経営戦略上,あるいは他の学校法人との競争上,極めて重要な意味を持つ情報である。各大学の学生現員等をすべて開示した場合,定員割れを起こした大学では、その定員割れによって含らなる定員割れが引き起こされ,負の悪循環に陥っていくことになり、本来であれば、地道な経営努力によって徐々に定員充足率の上昇を見込めるような場合であっても、その芽を摘んでしまうことになりかわない。学生現員等の情報を開示することは、特に、定員割れを起こした大学の学校経営に決定的かつ取り返しのつかない打撃を与えることになるおそれが極めて大きい。したがって、これが公にされれば、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが ある。

イ 別紙一覧表番号5の平成15年度学生に係る補助金配分額計算表(甲3の22)の対象学生数及び経常的経費(以下「本件対象学生数等情報」という。)について 対象学生数の学部ごとの内訳は、学生の実人数がそのまま記載されているので、アと同様、利益侵害情報に

該当する。

該当する。 経常的経費の学部ごとの内訳は、学生一人当たりの経費単価が開示されていることから、学部ごとの対象学生数を推計することができるため、アと同様、利益侵害情報に該当する。 ウ 別紙一覧表番号4の平成15年度留年者調査票(甲3の11)の1年留年者(編入者含、編入者及び編入者除)(以下「本件留年者情報」という。)について これらの情報がいったん公にされた場合、例えば、「留年者の多い大学」が、「留年するような質の悪い学生の多い大学」、「卒業の難しい大学」と短絡的に即断され、学校法人の学生募集に多大の影響を与える可能性がある。また、これら情報は、成績評価の方針など私立大学の教育理念の下での結果を示すものであることから、公にすることにより、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、利益侵害情報に該当する。 T 原告の主張に対する反論 「留年するような質の悪い学生

エ 原告の主張に対する反論 (7) 私学助成の違憲と不開示事由 原告は、私学助成が違憲であることを理由に法人情報公開法の不開示条項を適用することができないと主張するが、開示義務の存在については同法に基づいて判断されなければならず、私学助成の合憲性とは無関係である。 (イ) 補助金情報の公開義務

(イ)補助金情報の公開義務 a 原告は、補助金に関する文書をすべて公開すべきであると主張するが、その主張には法的根拠はなく、法人情報公開法が不開示情報を定めた趣旨にも反する。 b 学校法人の財務情報公開の促進が図られ、私立学校法が一部改正されたのは、原告主張のとおりである。しかし、改正私立学校法において、①公開義務を負うのは「学校法人」であり、②公開の対象は財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書であり、③公開請求できるのは「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であり、④学校法人は「正当な理由がある場合を除いて」公開の義務を負い、⑤公開の方法は「閲覧」とされている(同法47条2項)。そして、文部科学省高等教育局私学部長の平成16年7月23日付け「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)」(16文科高第304号)(以下「私立学校法の正通知」という。甲12)によれば、②につき、「今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者には容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること。事業報告書については、法

人の概要、事業の概要及び財務の概要に区別し作成することが適当であり、別添4のとおり記載する事項の例示を記載例として定めたので、各学校法人におかれては、これを参考としつつ適宜作成されたいこと。」とされている。このように、私立学校法改正通知では、事業報告書の記載内容について各学校法人の自主性に委ねている。また、文部科学省では、一般的に、定員超過率又は学生数を開示する扱いをしているわけではない。同省では、情報公開審査会の平成14年11月29日付け答申(平成14年諮問第160号)に基づいて、学部学科の設置認可申請書に記載された定員超過率に限ってこれを開示している。その理由について、同答申では、「認可申請書類における定員超過率は、すなわち設置認可申請の基礎資格となる条件であることから、設置認可申請が適合するかどうかを判断する一つの要素となるものである。」としている。しかも、前提事実記載のとおり、同審査会では、上記答申の後に出した本件各答申において、いずれも学生現員数等の不開示を妥当と判断している。

(原告) 私学助成の違憲と不開示事由

ア 私学助成の違憲と不開示事由 本件開示請求文書は、被告が桃山学院に交付している私学助成に関する法人文書である。私学助成は、私立 学校法59条及び私立学校振興助成法4条に基づいて交付されているが、憲法89条の規定に反し、違憲である。 私学助成が違憲であれば、被告の行う補助金交付事務も当然に違憲無効である(憲法98条1項)。私学助成が憲法に違反している場合、被告は違法に公金を当該法人に交付し、これによってその法人は不当な利益を得ている といえる。私学助成に関する情報は、そもそも不開示とすべき一定の合理的な理由があるとはいえず、独立行政法人等 の行う諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする法人情報公開法の目的(同法1条)に照 らして、不開示とすることができない。 イ 補助金情報の公開義務 (7) 本件補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)の適用を

1 補助金情報の公開義務 (7) 本件補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)の適用を 受ける。適正化法は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事 項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の 執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とし(同法 1 条)、補助を受けている事業者等は、法令に 則って、誠実かつ善良な管理者の注意をもって補助事業を実施しなければならない(同法 3 条 2 項等)。本件補助金の 交付を受けている学校法人は、何らの反対給付もなく一方的に利益を受けており、法人情報公開法の趣旨に照らし、補 助金に関する文書はすべて開示すべきであり、当該法人は、補助金を交付されていることからそれを受忍すべきであ

・ 味である。 ウ

理由追加の可否

(原告)

本件処分通知書には、法人情報公開法5条4号該当性について何ら記載がない。行政手続法8条は、処分の理由を示さなければならないことを規定している。したがって、被告が本件処分の通知書に付記しなかった非開示事由を本件訴訟において主張することは許されず、被告の本件取消請求部分が同号に該当するとの主張は、それ自体失当で

(被告)
行政手続法8条1項本文が処分の理由を示さなければならないと定める目的は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えることにある。そうであれば、この目的は、処分の理由を具体的に記載して通知することですでに実現されるのであるから、同項に、この目的を超えて、一度処分理由を提示した以上、取消訴訟において他の理由を追加することを許さないとの趣旨まで読み込むことはできない。そして、他に格別の規定がない以上、理由の追加が許されるかどうかは、処分の同一性を害するかどうかで判断すべきであり、本件では、不開示理由の追加を認めても処分の同一性を害するものではない。実際上も、情報不開示処分の取消訴訟において不開示理由の追加が認められなければ、不開示理由が存在するにもかかわらず情報が開示されることとなり、法が不開示理由を定めた趣旨が没却される。最高裁判所も、情報公開条例に係る不開示現分の取消訴訟において不開示理由の追加を認めている(最高裁判所平成11年11月19日第2小法廷判決・民集53条8月1862頁) 3巻8号1862頁)

」。 法人情報公開法 5 条 4 号(事務支障情報)該当性 (被告)

(7) 被告は、個人立の幼稚園も含めすべての私立学校を対象に学校法人基礎調査(以下「本件調査」という。) を実施している。本件調査は、私立学校の教育条件及び経営に関する情報の収集・調査及び研究の一貫として行われ

ているものであり、調査の集計・分析の結果は、その成果物として、入学志願動向速報のような刊行物や経営診断グラフ等の資料として私立学校関係者に還元されているのみならず、関係行政機関やマスコミなど広く社会に公表され有効に活用されている。本件開示請求文書は、本件調査の結果に基づいて作成されている。本件調査は、調査依頼状に調査目的以外に使用しない旨明記し、個別法人等情報については、公表しないとを前提として協力を仰いでいる。本件調査の提出をは、例年95パーセント以上の高い率を保っており、このことには調査依頼文書に記載された非公開の条件に応じて、各学校法人が被告を信頼し、任意に全面的に協力していることによるものである。こうした調査の信頼性やデータ内容の正確性によって、被告が行う経営診断や経営相談など、私立学校に対する各種支援業務が成立することとなっている。以上のような状況のもとで、本件取消請求部分を公にすれば、各私立学校の個別データが公表されることとなり、学校法人によっては調査への協力に躊躇し、調査票の提出に応じないところ、私立学校から、現まに、学校に対する各種支援業務が成立することとなっている。以上のような状況のもとで、本件取消請求部分を公にすれば、各私立学校の個別データが公表されることとなり、学校法人によっては調査への協力に躊躇し、調査票の提出に応じなことととなるおそがある。現まに、学校の提問に立いても知るであれば、翌年度以降の調査には協力しない旨申し出ている私立学校かもおり、今後この動きが全国的に広がでることが懸念される。また、私立学校を本をするの作用では協力しない言申し出ている私立学校の表のから、平成15年2月25日付けで被告に提出された意見書においても同様な不安が表明で出ている。提出をが下がることとなる。その結果、するのに活用されている入学志願動向速報等の本件の意及が展覧に応じてきた調査票データの継続性が損なわれ、現在各方面において有効に活用されている入学志願動向速報等の本件調査の成果物の信頼性が失われることとなるる。その結果、するのに活用されているのに詳細なので詳細なので詳細なのではできるのではできないではでは、対して、表面に対しないで、表面に対して、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対して、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対して、表面に対しまに対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対して、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対して、表面に対し、表面に対し、表面に対しないのに対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対して、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対し、表面に対しない、表面に対し、

れがある。

れがある。
したがって、本件取消請求部分は、これを公にすることにより被告の業務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法人情報公開法5条4号の事務支障情報に該当する。
桃山学院が自ら学生数情報を公開しているとしても、被告において大学の学生現員数等を開示すれば、本の個別的な事情にすぎず、そのような個別的な事情によって学生現員数等が開示されることがあり得るとすれば、各の個別的な事情にすぎず、そのような個別的な事情によって学生現員を感じざるを得ないからであることがありの形態には様々なわることに躊躇を感じざるを得ないからである。しかも、情報公開の形態には様々ものがあり、例えば、ある学校法人が上記の改正私立学校法47条2項に基づいて学生現員数等を開示することなら、多定していない。そして、そもそも、被告としては、各学校法人が学生数情報等を公開しているか、どのような方法で公開しているかについて一切把握しておらず(桃山学院が学生数情報を公開しているか、どのような方法で公開しているかについて一切把握しておらず(桃山学院が学生数情報を公開している。とは今回初めて知らされた。)、その公開の有無、程度によって学生現員数等の開示、不開示を決することは今回初めて知らされた。)、その公開の有無、程度によって学生現員数等の開示、不開示を決することは不可能である。
「原告」を援用することは、失当であると主張するが、各不開示条項の適用を否定する根拠はない。

(原告) (原告) (7) そもそも被告は、不開示条項をむやみに援用することは許されず、基礎的事実関係が同一なものについ 主たる不開示条項(法人情報公開法5条2号イ)のみを主張することができ、その他の条項(同条4号)を援用す 失当である。

は考えられない。
 一方的に学生数等が開示されると、被告に対する信頼関係が損なわれ、各私立大学等の情報提供が逓減し、調査そのものの信頼度が低下するという被告の主張は、杞憂としかいいようがない。本件のように、単一の学校法人について個別請求した事案で当該法人に係る情報が開示されたとしても、当然に他の法人の情報が開示されるわけで はない。しかも、桃山学院は、自ら学生数情報を公開しているのであるから、本件取消請求部分を開示しても、桃山学院が今後の調査に協力しなくなるとは考えられない。 (3) 別紙一覧表番号3平成15年度学生定員・現員調査票(編入学)(以下「編入学調査票」という。)の理由付

記

、保保のでは、本件処分において、編入学調査票に関しては不開示理由が示されていない。これは、行政手続法8条の理由付記に違反するものであり、編入学調査票については取消しを免れない。 被告は、不開示理由を容易に了知し得ると主張するが、本件処分通知書の概括的な記載からでは、原告は、編入学調査票の不開示理由を了知できない。編入学生数は一般学生数に比べて極めて少なく、1名しかいないときには法人情報公開法5条1号の個人情報に該当する余地もあり、文書の種類、性質等とあいまって開示請求者が不開示理由を 当然知り得るような場合にも当たらない。

(被告)

本件処分通知書の2項に不開示理由が明示されており、その記載によれば、編入学調査票の中には、「公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報」が含まれているため、その部分について法人情報公開法5条2号イに基づいて不開示としたことが容易に了知し得る。そうであれば、行政手続法8条において要求する理由付記に欠けるところはない。 第3 争に対する判断

診断グラフ等の資料として私立学校関係者に還元される以外に、関係行政機関やマスコミなどに公表されていること。 ②本件調査は、各学校法人に対し、依頼文書に調査目的として、「私立学校の財務状況、教育研究条件及び専任教職員の個別状況等を把握することにより、事業団業務遂行上の基礎・参考資料及び私学関係予算要求のための資料とし、」「私立学校の外務状況、教育研究条件及び科学し、」と記載して依頼し、任意に行われていること、③本件取消請求部分が記載された本件請求対象文書は、本件調査の結果に基づき作成された文書であること、④学校法人にとって、学生納付金は収入の約8割を占めており、学生り、学の部でははこれと直轄するものであり、募集要項等により公表されている授業料の任意に行われていること、④学校法人にとって、中生・総定の表書にあることには、一般的で使用することはありませる。」とにおり、学生・現員等の情学的は、大学団体連合会、日本私立知学により、学の部では、対し、平成15年2月25日付けで、法人情を対すし、平成15年2月25日付けで、法人情報公開法に基づく私立が審別学校の人学者数等のデージを告への知识を関することが記められるに受対すを見まって、「私学の経営に重大な影響を及ぼす懸念。」は、世界の経営に重大な影響を対する信頼研究表生に対し、アースの無原の事業、「大学院」には、入学者数の記載はないことが認められる。上記によれば、本件学生現員等情報である、「大学、中で表の低い大学が経営的に危ない大学と短絡的に即断され、学生を募集等にできる。したがって、これらの情報は、公表されることにより、学校法人等の競争上の地位その他正当な利益を書する基本性が高しまのできる。したがって、これらの情報は、公表されることにより、学校法人等の競争上の地位その他正当な利益を書する基本性が高しまのできる。したがつて、これに、株山学院は、各学部学科でとの学生数をインターネット上で公開しているととなが認められるから、本件学生現員等情報は、各学部学科でとの学生数をインターネット上で公開にいるととないまのとれましましま。

医書情報に当たるというへきである。 しかし、証拠(甲20)によれば、桃山学院は、各学部学科ごとの学生数をインターネット上で公開していることが認められるから、本件学生現員等情報のうち、平成15年度学生定員・現員調査票(大学)及び(大学院)の各学生現員の情報を開示しても、桃山学院の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。したがって、本件学生現員等情報のうち上記各学生現員情報は利益侵害情報に該当するということはできず、この点に関する被告の主張を採用することはできない。 (2) 本件対象学生数等情報について本件対象学生数等情報は、学部ごとの対象学生数又はこれを推計できる情報であるところ、上記のとおり、桃山学院における各学部の学生数情報が利益侵害情報に当たらない以上、本件対象学生数等情報も利益侵害情報に当たらない。

の事務支障情報に当たると認められる。前記のとおり、桃山学院は、自ら学生数情報を公開していると認められるが、同学院において、被告が学生現員数等を開示することを予定しているとまではいえず、また、被告が桃山学院について上記個別的な事情によって学生現員数等を開示した場合、その個別的事情を当然には知り得ない他の学校法人が、今後、本件調査に協力することに躊躇し、被告の情報収集提供業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることに変わりはない。なお、仮に被告が開示請求を受けた際、関係する学校法人に対し、常に法人情報公開法14条の意見書提出を求める取扱いをし、そのことが各学校法人に周知されれば、学校法人の個別的な事情を考慮した開示決定をしても、被告の情報収集提供業務に支障を及ぼすおそれはなくなると予想されるが、上記取扱いがされていない現状では、前記のとおり解するのが相当である。そして、他に、本件取消請求部分が法人情報公開法5条4号(事務支障情報)に該当するとの認定を覆すに足りる証拠はない。3 編入学調査専の理由付記について

編入学調査票の理由付記について

3 編入学調査票の理由付記について前記のとおり、本件処分通知書に添付された別紙理由説明には、編入学調査票について記載がない。しかし、本件処分通知書の「不開示とした部分とその理由」には、「上記文書の中には以下に掲げる情報が記載されており、法第5条第1号及び法第5第2号イに該当するため、これらの情報が記録されている部分を不開示とします。」と記載された上、「(2)」に「公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報(学生充足率、決算書の小科目等)。」と記載されている(甲2)。開示された編入学調査票を見れば、編入学調査票の不開示部分は学生現員数であることは明らかであるところ、上記本件処分通知書の記載によれば、編入学調査票の不開示部分の不開示理由が法人情報公開法5条2号イであることは容易に理解できる。したがって、編入学調査票についても行政手続法8条に規定された理由の付款があったというべきであり、この点を争う原告の主張は採用できない。

結論

以上によれば、本件取消請求部分は、法人情報公開法5条2号イ又は4号に該当し、これを不開示とした本件処分は適法である。よって、原告の請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。 大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官	•	廣	谷	章	雄
裁判官		山	田		明
裁判官	1	芥	Л	朋	子

取消請求一覧表 (別紙)

番号 1	帳票 平成15年度学生定員・現員調査票(大学) 全5枚(甲3の9)
2	平成15年度学生定員・現員調査票(大学院) 全5枚(甲3の10)
3	平成 15年度学生定員・現員調査票(編入学) 全4枚(甲3の27)
4	平成15年度留年者調査票(大学) 全5枚(甲3の11)
5	平成15年度学生に係る補助金配分額計算表 全1枚(甲3の22)

入学者数 定員充足率 学生現員 入学者数 学生現員 1年留年者(編入者含) 1年留年者(編入者) 1年留年者(編入者除) 現員(「編現員」も含む) 対象学生数

取消請求部分 学生現員

経常的経費